

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	学校教育法の一部を改正する法律案の概要と国会論議 －専修学校における教育の充実－
著者 / 所属	徳田 貴子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	110-122
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

学校教育法の一部を改正する法律案の概要と国会論議

— 専修学校における教育の充実 —

徳田 貴子

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案提出の背景及び経緯
3. 本法律案の概要
4. 国会における主な論議
5. おわりに

1. はじめに¹

第213回国会（常会）において、専修学校における教育の充実を図るための「学校教育法の一部を改正する法律案」（閣法第35号。以下「本法律案」という。また、本法律案による改正を「本改正」という。）が、令和6年6月7日の参議院本会議で全会一致をもって可決され、成立した（施行期日は令和8年4月1日）。

本法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものである。本稿では、本法律案提出の背景及び経緯、本法律案の概要並びに国会における主な議論を紹介する。

2. 本法律案提出の背景及び経緯

（1）専修学校制度の概要

専修学校は、学校教育法第1条が定める学校（一条校）²以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育

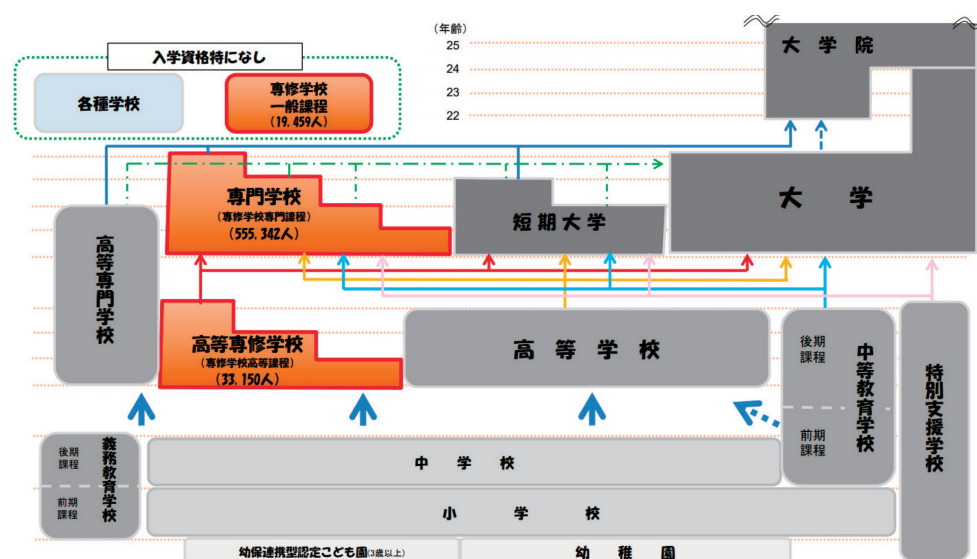
¹ 本稿は令和6年7月1日までの情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

² 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。

を行うもののうち、一定の要件³を満たすものである。昭和51年に新しい学校制度として創設され⁴、教育課程の編成や教員体制の構築等において自由かつ弾力的な教育が行われている。工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の8分野があり、専門的な知識や技術、国家資格を含む多様な資格を取得することができる。

専修学校には、①中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、②高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、③入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程がある。各課程の学校体系における位置付けは図表1のとおりである。

図表1 学校体系における専修学校の位置付け



※人数は「令和5年度学校基本統計」より

（出所）専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（令6.1.24）資料3

（2）専修学校専門課程（専門学校）をめぐる状況

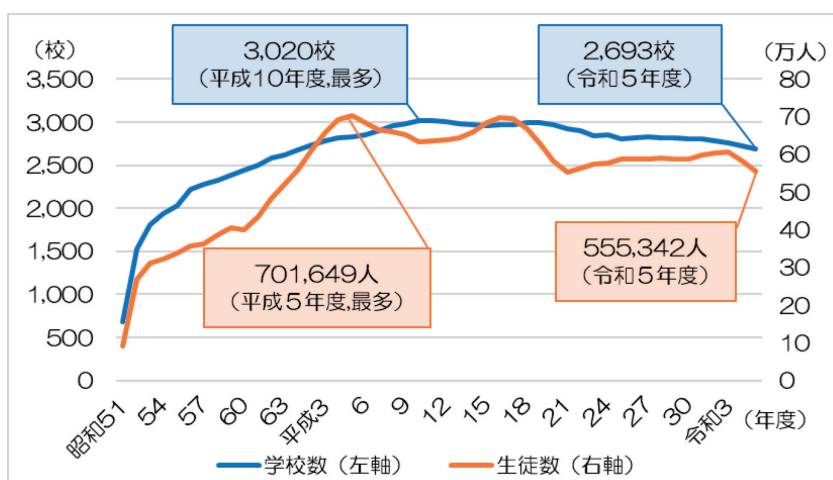
専修学校制度創設後、産業の高度化・専門分化等により増大した中等教育後の多様な人材育成の需要に応え、特に専門学校の生徒数が増加した。生徒数が最多となった平成5年度の約70万人からは減少しているものの、令和5年度現在も専門学校の生徒数は55万人を超え、18歳人口の進学率も2割以上に及ぶことから、専門学校は、高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしているとされる。

しかし、少子化の加速化等の影響の中、近年、専門学校の数は毎年30校程度減少しており、既に募集停止済みの学校も100校程度あるとされる。生徒数も令和4年度から2年連続で減少しており、コロナ禍による留学生の減少等の一時的な要因に加え、いわゆる大学全入時代の到来により、高校生への選択が大学に移っている可能性も指摘されている。

³ 修業年限が1年以上、授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上、教育を受ける者が常時40人以上。

⁴ 従来から「学校教育に類する教育を行うもの」として存在していた各種学校のほかに、一定の規模・水準のものを対象とする専修学校制度が創設され、昭和50年代前半までに2,000を超える各種学校が専修学校へ転換した。なお、各種学校は現在、学校教育法において、一条校以外で学校教育に類する教育を行うもの（専修学校等を除く）とされている。

図表2 専門学校の学校数と生徒数の推移



(出所)「令和5年度学校基本統計」等より作成

(3) 本法律案提出の経緯

文部科学省に設置されている「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)は、令和4年9月から、専修学校における社会人や留学生の受入れに関する振興策や職業教育体系の確立に向けた質保証の在り方等について議論を行い、令和6年1月、「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」(以下「協力者会議報告書」という。)を取りまとめた。

協力者会議報告書では、「人生100年時代」やデジタル社会の進展の中で、職業に結び付く実践的な知識・技術・技能や資格の修得に向けて、リカレント・リスキリング教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、専門学校における教育と大学における教育との間の制度的な整合性を高め、両者の間の円滑な移行を可能にするとともに、専門学校卒業生の学修成果の社会的な評価の向上や学修継続の機会を確保することが求められているとされ、学校教育法の改正を含む制度改革が必要とされた。

以上のような状況を踏まえ、政府は、令和6年3月1日、本法律案を閣議決定し、国会に提出した。

3. 本法律案の概要

(1) 大学等との制度的整合性の向上

ア 専門課程の入学資格厳格化、呼称の変更

現在、専門課程の入学資格は、高等学校を卒業した者等又はこれに「準ずる学力があると認められた者」とされているところ、本改正により、高等学校を卒業した者等又はこれと「同等以上の学力があると認められた者」となり、大学の入学資格と同様になる。

「準ずる学力があると認められた者」(今回の入学資格厳格化により専門課程に入学できなくなる者)としては、修業年限3年以上の高等専修学校修了者のうち大学入学資

格を有していない者が該当する⁵。なお、修業年限3年以上の高等専修学校（閉校予定等により生徒が在籍しない学校を除く）は182校あり、そのうち179校（98.4%）は大学入学資格を得ることが可能な教育課程を編成しているとされる⁶。

また、現在、専修学校在籍者の呼称は、中学校や高等学校と同じ「生徒」とされているが、本改正により、専修学校のうち専門課程の在籍者の呼称が大学等と同じ「学生」に改められる。

イ 単位制の法定化

専修学校となるために必要な要件（脚注3参照）のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」が「授業時数又は単位数」に改められる。なお、現在も学校教育法施行規則に基づき、各学校は一定の授業時数を満たした上で、単位制（学年による教育課程の区分を設けないこと）を採用することが可能である。

（2）専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上

ア 専攻科の設置

現在、学校教育法に専修学校における専攻科の設置規定はないが⁷、本改正により、特定専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程）⁸を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。この専攻科は、特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とされている。

一定の要件を満たす専修学校の専攻科は、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科⁹と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免、給付型奨学金の支給）の対象となる。

イ 大学編入学資格・専門士の称号の付与

特定専門課程の修了者は、大学編入学資格が認められるとともに、「専門士」と称することができることとなる。なお、現在も修業年限2年以上等の基準を満たす専門課程を修了した大学入学資格保有者に大学編入学資格が認められている。また、現在も、告示に基づき、修業年限2年以上等の要件を満たし文部科学大臣の認定を受けた専門課程を修了した者は、専門士と称することができる（本改正で専門士が法律に位置付けられる）。

⁵ 現在、修業年限3年以上の高等専修学校を修了した者は専門学校の入学資格が得られ、また、①修業年限3年以上、②総授業時数2,590単位時間（74単位）以上の基準を満たし、文部科学大臣の指定した高等専修学校を修了した者は、大学入学資格が得られる。

⁶ 168校は大学入学資格が得られる高等課程を有する学校、11校は技能連携制度や通信制課程を有する高等学校との併修等により高等学校卒業資格を得られる学校（協力者会議報告書17-18頁）。

⁷ 各学校で現在「専攻科」と称されているものは、学校教育法に基づかないものである。

⁸ 特定専門課程について、文部科学省は、現行の学校教育法第132条に定める修了者が大学編入学資格を与えられる専門課程について条文上定義するものとしている（第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6））。

⁹ 学位規則に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科。

（３）教育の質の保証（自己点検評価の義務付け等）

現在、専修学校における評価は、小学校の学校評価の規定が準用されており、自己評価が義務付けられるとともに、学校関係者評価が努力義務とされている。本改正により、専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、大学と同等の項目（教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況）¹⁰での自己点検評価が義務付けられる（小学校の自己評価の義務規定は準用されなくなる）とともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務が定められる。なお、「外部の識見を有する者」として、「独立した専門の評価機関」が想定されている¹¹。

４．国会における主な論議

本法律案は、衆議院文部科学委員会において、令和６年４月17日に趣旨説明の聴取及び質疑、19日に質疑及び採決が行われ、25日の衆議院本会議で全会一致をもって可決、参議院に送付された。その後、参議院文教科学委員会において、６月４日に趣旨説明の聴取、６日に質疑及び採決が行われ、７日の参議院本会議で全会一致をもって可決、成立した。衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会では、本法律案に対し、それぞれ附帯決議¹²が付されている。

以下、国会審議において指摘された主な論点を紹介する。

（１）専門課程の入学資格厳格化

専門課程の入学資格厳格化をこのタイミングで行った理由として、文部科学省は、従来であれば専門学校の入学生資格を得られていたが本改正に伴い得られなくなる高等専修学校の数に限られ¹³、そうした高等専修学校に通う生徒は修了後も直ちに就職している実態も踏まえると、実質的な影響はないと考えた旨説明した¹⁴。また、そうした高等専修学校に在籍する生徒は約50名だが、これらの生徒に関しては専門学校への進学が想定されておらず、就職等に向かうことを確認している旨説明した¹⁵。

入学資格厳格化の経過措置に関し、文部科学省は、過去に３年制の高等専修学校を修了した者及び施行時点で既に３年制の高等専修学校に入学している生徒について、下位法令において経過措置を設けて専門学校に入学できるようにすることを検討している旨説明した¹⁶。

¹⁰ 大学ではこれらに加え、研究の状況も自己点検評価の対象となっている。

¹¹ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第４号（令6.4.17）。なお、現時点で想定される独立した専門の評価機関として、協力者会議報告書では、NPO法人職業教育評価機構や、一般社団法人専門職高等教育質保証機構等が挙げられている（協力者会議報告書22頁）。

¹² 衆議院ウェブサイト「学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka534F5780CC1BAD4749258B0400179997.htm〉、参議院ウェブサイト「学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f068_060601.pdf〉（以下附帯決議の出所は全て同じ。）。

¹³ ３．（１）ア参照

¹⁴ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第４号（令6.4.17）

¹⁵ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第７号（令6.6.6）

¹⁶ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第７号（令6.6.6）

（２）単位制の法定化

単位制のメリットとして、文部科学省は、学修成果を評価し単位を与えることで学修の成果を適切に認定できること、学修成果の換算が容易になり¹⁷大学との間の学生の移動の円滑化に資すること、生徒にも単位の取得状況が分かりやすくなること等を挙げている¹⁸。

施行規則に基づく単位制の現状について、文部科学省は、単位制の学科に在籍する生徒は令和５年５月時点で17万9,947人、32.4%であると説明した¹⁹。それを踏まえ、専門学校について全て単位制とする法改正を行わなかった理由と、今後専門学校を全て単位制とする可能性について問われた文部科学省は、専修学校には専門課程だけでなく高等課程と一般課程もあることから、授業時数制の規定を残しているが、専門学校については基本的に単位制に移行していくことを考えている旨答弁した²⁰。

また、専門学校の卒業までに必要な単位数について整理する必要性が指摘されたのに対し、文部科学省は、協力者会議では大学等と平仄を取り４年制で124単位以上、２年制で62単位以上等とすることが考えられると提言されており、こうした提言も踏まえ、関係法令の改正の検討を進めていきたい旨答弁した²¹。

単位制導入に伴う事務負担等について、学校等への配慮や支援の必要性が複数の質疑者から指摘されたのに対し、文部科学省は、単位制に移行する場合、各専門学校から都道府県に対して学則変更などの届出を行うこと、都道府県では各専門学校からの届出について法令適合性を確認すること等の事務が発生することから、必要となる手続等について一定の準備期間を設けることが可能となるよう施行期日を令和８年４月としている旨、また、専門学校や都道府県に対し、単位制の趣旨や意義等を周知するとともに相談にも乗りたい旨答弁した²²。

衆参の附帯決議では、専門学校における単位制への移行の更なる促進及び高等教育機関間における単位互換制度の推進が求められた。

（３）専攻科の設置と入学資格

専攻科の設置が想定される分野等について、文部科学省は、専攻科では多様な学びのニーズに対応し、専門学校などの教育の基礎の上に、更に詳しく、更に深く学んで上位の資格取得を目指す教育や、実務家教員の指導の下で、実践的・高度な職業教育や研究指導等を更に行うことが想定されており、具体的には、看護師の資格を取得できる３年間の課程を修了した後に、１年で助産師あるいは保健師の資格を取得するための教育を専攻科で行うこと、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を取得した者に対して、これらの資格の教員となる資格を取得するための教育や更に関連分野の研究指導を専攻科で深め

¹⁷ 現在は、専修学校設置基準において、学修の成果を証する必要がある場合の授業時数の単位数への換算（専門課程における生徒の場合、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を１単位とすることを標準とする等）が定められている。

¹⁸ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6）

¹⁹ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6）

²⁰ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6）

²¹ 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6）

²² 第213回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令6.6.6）

ることなどが想定されている旨説明した²³。

専攻科の入学資格について、「専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」とされていることに
関し、特定専門課程が規定される前（本改正前）に専門学校を卒業した者の扱いについて
問われた文部科学省は、特定専門課程と同等の専門課程を修了した者であれば、本改正前
に修了した者でも専攻科への入学は認められる旨答弁した²⁴。また、各種学校や高校の専攻
科を卒業した者等を念頭に、専攻科への入学資格について多様な入学者も考慮し適切に定
めてほしいとした上で、現在の検討状況を問われた文部科学省は、特定専門課程を修了し
た者のほか、専門職大学の前期課程を修了した者、高等専門学校、短期大学を卒業した者
などを定めることを予定している旨答弁した²⁵。この点に関し、参議院の附帯決議では、
「専攻科の入学資格の詳細を定めるに当たっては、多様な背景・キャリアを持つ者の進学
の機会が確保されるよう配慮すること」とされた。

（４）修学支援新制度の対象となる専攻科

本改正により修学支援新制度の対象となる専攻科の要件について、文部科学省は、専門
課程と教育課程の一貫性が客観的に確保されていること、通常の専門課程と同等の教員配
置・面積が確保されていること、独立した専門の評価機関による評価を受けていることな
どを検討している旨説明した²⁶。また、文部科学省は、修学支援新制度の対象となる専攻科
として文部科学大臣の認定を取ることが考えられる専攻科は、39学科、全体の1.34%が見
込まれているとしている²⁷。これについて、少ない印象を受けるとし、修学支援新制度の対
象となる専攻科の要件の設定に当たっては、各要件の必要性を十分に検討し、希望する学
校全てが同制度の対象となる専攻科を設置できるよう支援してほしいとの意見に対し、文
部科学省は、現時点で同省が把握している数字であり、実際にはこれよりも多くの専攻科
が認定を受ける可能性もある旨、また、希望する専門学校が認定を受けられるよう、認定
要件の周知や認定手続に関する必要な情報の提供にしっかり取り組んでいく旨答弁した²⁸。

（５）大学編入学資格・専門士の称号の付与

大学への編入学を希望する専門学生を支える仕組みを構築する必要性について問われた
文部科学大臣は、本改正は大学への編入学者数の増加を目的としたものではないが、単位
制に係る規定を設け大学への編入学を円滑にする制度改正を行うこととしているとし、ま
た、専門学校と大学との連携の促進や、各専門学校において編入学を希望する生徒が相談
できる進路相談体制の充実を促すなど、必要な取組を進めていく旨答弁した²⁹。

²³ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

²⁴ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

²⁵ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

²⁶ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

²⁷ 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号（令 6.4.19）

²⁸ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

²⁹ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

専門士の法定化の意義やメリットについて、文部科学省は、高等教育機関である大学等の学位や高等専門学校の準学士の称号が学校教育法に位置付けられていることに鑑み、専門学校の称号についても高等教育機関としての位置付けを明確にするために法律に位置付けることが必要と考えており、法律に規定することにより、より社会的通用性が高まり、専門学校を修了した者が国内外での就職や留学等をする際に学んだ成果がより適切に評価されることにつながる旨説明した³⁰。

専門士・高度専門士の称号や大学院入学資格の社会的評価や認知度の向上の必要性が複数の質疑者から指摘されたのに対し、文部科学省は、専修学校の「知る専」（専修学校を紹介するホームページ）の広報等を通じ情報発信を行っているが、本改正を機により積極的に情報発信を行っていく旨、また、都道府県や学校団体とも連携し企業関係者への情報発信を含め、適切な処遇等の社会的評価の向上につながるよう促していきたい旨答弁した³¹。この点に関し、衆参の附帯決議では、専門士の称号に加え、短期大学士・準学士等の一定の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させるため、周知・広報等適切な施策に努めることが求められた。

（６）大学院入学資格、高度専門士の称号³²

高度専門士について、文部科学省は、専門士の一類型であるため、法律上は専門士を規定し、高度専門士については省令等で規定することを検討している旨説明した³³。また、一定の要件を満たす専攻科の修了後には、高度専門士の称号を付与することを検討している一方で、大学院入学資格を認めることについては、今後中央教育審議会でも検討することを予定しているが、現行制度でも一定の要件を満たす４年制の専門課程修了者には大学院入学資格が認められていることとのバランスを考えながら検討していく旨説明している³⁴。

本改正を機に大学院入学資格と高度専門士の制度の一本化や簡素化を進めることも考えられるのではないかと指摘に対し、文部科学省は、目的が異なることから別の認定制度として規定を設けたものであるが、本改正を機に今後専修学校設置基準に高度専門士の称号の付与に関する要件を盛り込み、全ての４年制以上の昼間学科の専門課程が高度専門士の称号を付与できるようにすることなどを検討しており、認定制度の簡素化についても検討していく旨答弁した³⁵。

（７）自己点検評価の義務付け等

評価を実のあるものにしてほしいとの意見に対し、文部科学省は、本改正を機に各学校で自己点検評価をより適切に行うことを促していくとともに、努力義務となる外部の識見

³⁰ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

³¹ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

³² 現在、修業年限 4 年以上等の要件を満たし文部科学大臣の認定した専門課程を修了した場合、大学院入学資格や高度専門士の称号が付与されるが、それぞれ省令と告示に基づく別の認定制度となっている。

³³ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

³⁴ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

³⁵ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6.6.6）

を有する者による評価について、職業実践専門課程³⁶など文部科学大臣が認定を行うものの要件とすることを検討しており、評価の実施が教育内容等の質の向上につながるよう取組を進めたい旨答弁した³⁷。

専門学校における自己点検評価の実施率向上への取組を問われた文部科学省は、専修学校における学校評価のガイドラインを見直し、対応を進めることとしており、自己点検評価・公表の取組を促したい旨答弁した³⁸。また、外部の識見を有する者による評価の導入を図る学校等に対する支援について問われた文部科学省は、評価を受ける際の参考となるガイドラインの作成等の検討に加え、独立した専門の評価機関の参考となるよう、評価を行う際に備えるべき独立性、評価項目、評価基準等について、関係団体とも相談しながら、参考となる情報を示すことを今後検討していく旨答弁した³⁹。

参議院の附帯決議では、「学校評価に関するガイドラインの見直しや説明会の開催等を通じ、専門学校における自己点検評価の確実な実施や外部の識見を有する者による評価の推進を図ること。また、専門学校に対し、評価結果や教育活動等に関する情報の積極的な公開を促すこと」とされた。

（８）専門学校の教育の特色等

専門学校の教育の特色や果たすべき役割、他の高等教育機関との違い等について、複数の質疑者から質疑がなされた。文部科学大臣は、専門学校は社会の変化に即応した実践的な職業教育機関であり、修業年限や教育課程等について弾力性を有しているという特色をいかして学科の改編などを柔軟に行い、社会からのニーズに機動的に対応している旨、また、今後とも専門学校が地域の社会基盤を支える人材育成や社会人・留学生などの多様な学修ニーズへの対応といった重要な役割を果たすとともに、教育の質を確保しつつ、地域の活性化にも貢献する教育機関として発展していくことが必要と考えている旨説明した⁴⁰。さらに、文部科学大臣は、中央教育審議会⁴¹でも各高等教育機関の果たすべき役割や機能について議論されており、地域における高等教育へのアクセス確保が重要な論点の一つとなっている旨説明した⁴²。この点に関し、衆参の附帯決議では、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校など各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による18歳人口の減少等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること、また、大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上及び質を保証するための措置の一層の強化を図る

³⁶ 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う専門課程を文部科学大臣が告示に基づき認定するものであり、職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。

³⁷ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第4号（令6.4.17）

³⁸ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第5号（令6.4.19）

³⁹ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第7号（令6.6.6）

⁴⁰ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第5号（令6.4.19）

⁴¹ 令和5年9月の文部科学大臣の諮問「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を受け、中央教育審議会大学分科会に「高等教育の在り方に関する特別部会」が設けられた。

⁴² 第213回国会参議院文教科学委員会議録第7号（令6.6.6）

ことが求められた。

専修学校において職業教育を進める上では、各職業の現場と連携して教育内容を充実させていくことが重要であるとの指摘に対し、文部科学大臣は、指摘のとおりであり、企業等と密接に連携して最新の実務に即した実践的かつ専門的な職業教育に取り組むものを職業実践専門課程として認定しており、今後もそうした施策を通じて専門学校にそれぞれの分野との連携を促していきたい旨答弁した⁴³。この点に関し、衆参の附帯決議では、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めることが求められた。

（９）リスキリング・リカレント教育

本改正により専門学校は学び直しの機能をより発揮できるようになるのか問われた文部科学省は、本改正による専攻科の設置に関し、専門学校が学び直しの場合となるよう制度的な整備を図ることとしており、また、単位制への移行は、一旦中断した学習の再開に当たり取得した単位が認められるようになるなど学び直しに資すると考えている旨答弁した⁴⁴。

キャリア形成促進プログラム⁴⁵の認定数増加や周知の必要性が指摘されたのに対し、文部科学大臣は、同制度の認定数が増加しない理由について、国家資格が取得できる場合、文部科学大臣の認定を得なくても教育訓練給付制度の対象となること、認定要件が少し厳しいことが要因ではないかと考えており、関係省庁と連携しながら同制度の改善を検討するとともに、本改正による単位制や専攻科の導入等を通じて、専門学校におけるリカレント教育全体の充実を図りたい旨答弁した⁴⁶。

また、大学を卒業した者が就職後にリスキリングのために専門学校で学び直す場合に修学支援新制度の支援対象になるのか問われた文部科学省は、同制度は原則として高校卒業後２年以内に進学した者を１度に限り支援対象としているため、大学を卒業してリスキリングのために学び直す場合は対象となっていないとした上で、社会人も対象としている貸与型の奨学金を着実に充実させていくとともに、文部科学大臣認定プログラムにおいて厚生労働省の教育訓練給付制度との連携による受講料負担の軽減を図っている旨答弁した⁴⁷。

衆参の附帯決議では、リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門学校について一層の振興を図るとともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう環境を整備することや、リカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討することが求められた。

⁴³ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

⁴⁴ 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 4 号（令 6. 4. 17）

⁴⁵ 社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的な専門課程等を文部科学大臣が告示に基づき認定するものであり、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。また、キャリア形成促進プログラムとして認定された課程のうち一定の基準を満たすものは、教育訓練給付制度の対象となる。

⁴⁶ 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号（令 6. 4. 19）

⁴⁷ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

(10) 外国人留学生

日本での就職を望む外国人留学生にもっと活躍の場を提供できないか問われた文部科学省は、本改正による専門士の称号の法定化は、就職や進学を促進するなどの効果があると考えており、また、令和6年4月より、外国人留学生キャリア形成促進プログラム⁴⁸を設け、就労のための在留資格について、大学と同様に業務関連性が柔軟に判断され、留学生が適切に就労の機会を得るための改善を図った旨答弁した⁴⁹。

優秀な外国人留学生確保や卒業後の就職・進学、国外での活躍を見据え、専門学校及び専門学校で取得できる国家資格の国際通用性等の向上が重要ではないかとの指摘に対し、文部科学大臣は、専門学校の意義や専門士の称号について積極的な情報発信を行い専門学校やその修了者の社会的評価の向上に努めるとし、国家資格の国際通用性については、資格を所管する関係省庁とも連携しながら検討していく課題である旨答弁した⁵⁰。

衆参の附帯決議では、専門学校の国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進めることが求められた。

(11) 専門学校生に対する経済的支援

専門学校生の厳しい経済状況についての見解を問われた文部科学大臣は、専門学校生の世帯年収が大学生等に比べ相対的に低いことは承知しており、専門学校生が家庭の経済状況により進学を断念することがないように、引き続き経済的負担の軽減にしっかり取り組んでいきたい旨答弁した⁵¹。また、専門学校を含む高等教育の無償化について、文部科学大臣は、現在も専門学校は修学支援新制度の対象となっており、本改正で新たに設置が可能となる専攻科についても一定の要件を満たす場合には制度の対象とする予定であり、このような取組を通じて高等教育費の負担軽減を着実に進めていきたい旨説明した⁵²。

修学支援新制度の対象となる専門学校の割合が大学や短期大学よりも低いこと⁵³が複数の質疑者から指摘されたのに対し、文部科学省は、その主たる原因は経営面における機関要件⁵⁴を満たすことが困難なことであり、令和6年度の機関要件の見直しについては、収容定員充足率の要件を満たさない場合でも、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合はその確認取消しを猶予できることにするなど、専門学校の特性に応じた柔軟な対応を考えている旨説明した⁵⁵。そのほか修学支援新

⁴⁸ 質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行う専門課程の学科を文部科学大臣が告示に基づき認定するものであり、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。

⁴⁹ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第4号（令6.4.17）

⁵⁰ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第7号（令6.6.6）

⁵¹ 第213回国会参議院文教科学委員会議録第7号（令6.6.6）

⁵² 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第5号（令6.4.19）

⁵³ 令和5年8月時点で専門学校78.5%、大学・短期大学97.8%（第213回国会衆議院文部科学委員会議録第5号（令6.4.19））。

⁵⁴ 大学や専門学校が修学支援新制度の対象となるためには、実務経験のある教員等による授業科目が一定数以上配置されているなどの「教育要件」と、収容定員の一定の割合以上の在籍学生数などの「経営要件」を満たす必要があり、令和6年度から経営要件が見直された。

⁵⁵ 第213回国会衆議院文部科学委員会議録第5号（令6.4.19）

制度の機関要件撤廃や支援対象拡大、給付額増加の必要性等についても議論がなされた⁵⁶。

(12) その他

ア 専門学校に対する財政的支援

専門学校の運営に必要な経費の補助に関し、新たな枠組みの創設も含め財政的な支援をしていくことについての見解を問われた文部科学省は、まずは今ある支援⁵⁷をしっかりと継続する中で、支援を行っていきたい旨答弁した⁵⁸。また、専攻科を設置する場合の支援を検討していくべきとの指摘に対し、文部科学大臣は、専攻科を設置するかどうかは各専門学校の経営判断であり、専攻科の設置について文部科学省が直接支援をすることは考えていないが、都道府県が専門学校に対する経常費等の支援を行っている場合には専攻科の支援を行うことも考えられるため、都道府県等に対して専攻科の趣旨や意義の周知に努めたい旨答弁した⁵⁹。

イ 制度の簡素化・可視化

専修学校に係る認定制度⁶⁰について、制度の簡素化や可視化の必要性が指摘されたのに対し、文部科学大臣は、本改正における専門士の称号の法定化は、認定制度の簡素化に資すると考えているとした上で、各制度は教育の質を確保するためのものであり、目的や要件、効果等がそれぞれ異なる制度を一つにまとめるのはまだ難しいと考えているが、引き続き制度の趣旨や意義について分かりやすい周知・広報を積極的に行い、認知度の向上や活用の促進に努めていく旨答弁した⁶¹。

ウ 高等専修学校

高等専修学校について、文部科学省は、発達障害や不登校を始めとした特別の配慮が必要な生徒を多く受け入れ、教育と福祉の両面を果たしているようなところもあり、多様な学びを保障する高等専修学校の振興を図っていききたい旨説明した⁶²。そのほか社会の変化に伴い存在意義が変化している高等専修学校の制度改正の必要性⁶³や、認知度の低さ、中学校・専門学校等との連携強化の必要性⁶⁴等について議論がなされた。

5. おわりに

我が国の法令上、高等教育機関の範囲に係る明確な定義はないとされる一方で⁶⁵、専門学

⁵⁶ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

⁵⁷ 国による私立専門学校に対する財政的支援としては、施設整備に対する国庫補助、都道府県が専門学校に対して行う補助の一部についての普通交付税措置、都道府県が職業実践専門課程認定校に対して行う補助についての特別交付税措置がある。

⁵⁸ 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号（令 6. 4. 19）

⁵⁹ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

⁶⁰ 文部科学省が専修学校向けに行う認定等は、令和 5 年 12 月時点で七つ（専門士・高度専門士、大学入学資格、大学院入学資格、勤労学生控除、職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム、外国人留学生キャリア形成促進プログラム）あるとされる（協力者会議報告書 20 頁）。

⁶¹ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

⁶² 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号（令 6. 4. 19）

⁶³ 第 213 回国会参議院文教科学委員会会議録第 7 号（令 6. 6. 6）

⁶⁴ 第 213 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 5 号（令 6. 4. 19）

⁶⁵ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト「高等教育機関の定義」〈<https://www.nic.jp.niad>〉

校は、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の対象となる「高等教育機関」に含まれ⁶⁶、我が国の政策においても修学支援新制度の対象となるなど、既に高等教育機関として扱われてきた。こうした専門学校について、本改正により高等教育機関としての位置付けが明確化され、大学等との制度的な整合性や質の保証が図られることは重要であり、各学校においても、単位制への移行や評価の着実な実施など、本改正の趣旨を踏まえた取組が望まれる。

他方で、専門学校も他の高等教育機関と同様に 18 歳人口の減少に直面している。文部科学省の中央教育審議会では、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方」が議論されているが⁶⁷、18 歳人口の 2 割以上が進学している専門学校についても十分に考慮した上で、高等教育機関全体の在り方について考えていくことが求められよう。本改正や国会における議論が、専修学校の教育の質や社会的評価等の向上につながるとともに、我が国の高等教育の充実・発展に寄与することを期待したい。

(とくだ たかこ)

[ac.jp/japanese-system/hei.html](https://www.ac.jp/japanese-system/hei.html)>

⁶⁶ 同規約の対象となる高等教育機関の範囲は、「高等教育資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」において、「学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校」とされている。

⁶⁷ 脚注 41 参照